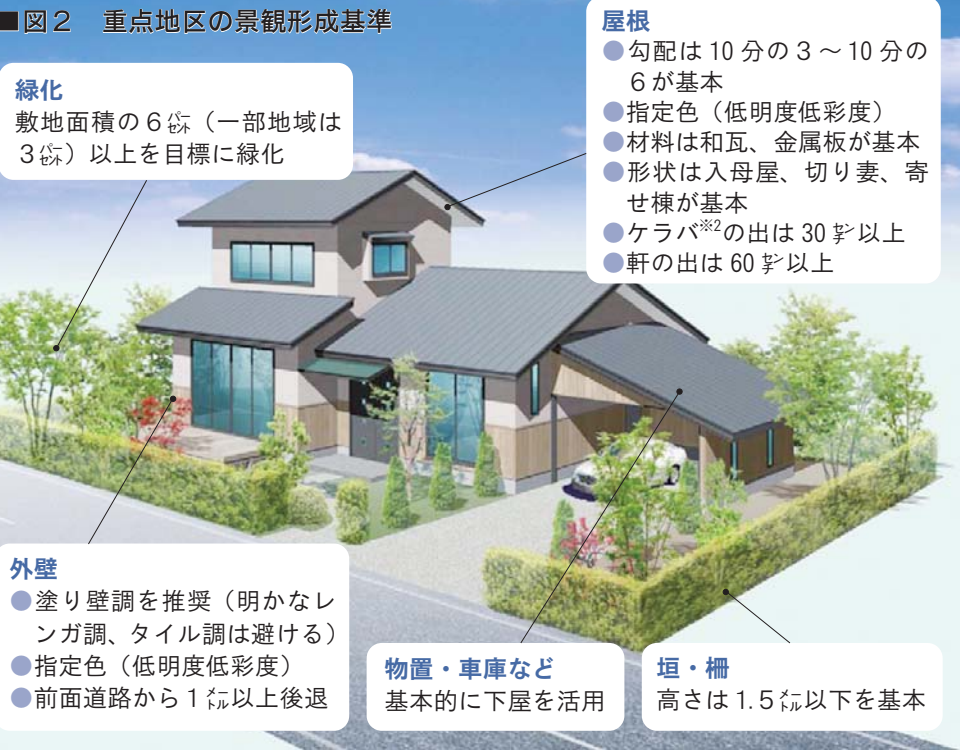


■図2 重点地区の景観形成基準



■外壁・屋根の色見本

使用できない色
(純色)



使用できる色



景観づくりの悩みは
景観アドバイザーに相談を！

市民や事業者が景観形成に関する活動を行う場合、市が委嘱する景観アドバイザーが専門的な立場から助言することができます。相談したい場合は、市を通じてご依頼ください。

景観アドバイザー

- 三宅諭氏／岩手大学准教授
- 及川純一氏／NPO法人ETC

＼この風景が好き！／

景観フォトギャラリー

市は、身近な景観の魅力を再確認し、景観に対する市民の意識を醸成するため、25年度に景観フォトコンテストと小学生風景画コンクールを実施しました。寄せられた力作の中から、一部をご紹介します。(学年は当時、敬称略)



「清しい朝」
水沢区・高橋 陸男



「衣川城の春」
衣川区・高橋 厚



「夕陽に輝く散居の里」
水沢区・千田 久



「みんな大好き見分け森」
若柳小3年・千田 春野



「蔵のある風景」
岩谷堂小6年・高橋 誠



「わたしの好きな水沢」
水沢小6年・中野 穂香

重点地区においては、一般地区よりさらに細かく、次のような基準を設けています(図2)。

●歴史景観区では高さ10m以下、風

土景観区と一般景観区では高さ13m以下とする

●外壁は明らかなレンガ調、タイル調を避ける

●壁面の位置は前面道路から1m(大規模建築物は3m)以上後退する

また、重点地区に限り、板塀を作ったり、指定の樹木を使って生け垣を作ったりする場合、上限100万円で経費の2分の1の金額を補助する制度もあります。詳しくは本庁都市計

画課へお問い合わせください。

「守る」だけでなく、さらにその先へ――

今回、景観計画の概要についてご紹介しました。将来、洋風のおしゃれな家や、自分の好きな色でカラフルな家を建てたい――と考えている人にとっては、不自由を感じる部分もあるかもしれません。しかし、地域の個性である景観は、一度損なわ

れると回復するのはとても難しいものです。景観の形成には、市民皆さんの協力が必要です。

景観計画の最終目標は、今ある景観を守るだけでなく「新たな価値」を見いだすこと。長者ヶ原廃寺跡、白鳥館遺跡の世界遺産追加登録も見据え、市と市民が丸となって景観づくりを進めていきましょう。私たちの心を癒やし、育ててくれたこの風景を未来へ残し、さらに誇れるものとしていくために――。

着手前に届け出を

建築物や工作物の新築や改築、木竹の伐採など、一定の規模を超えるものは、着手前に市へ届け出をする必要があります。届け出が必要な行為やその審査の基準は、一般地区と重点地区で異なります。届け出が必要な行為と届け出の手順は、下表のとおりです。

景観を守るために必要な「制限」

届け出のあった建築物などは、景観計画に設けられた景観形成基準と合っているか市が審査を行います。具体的には、次の項目などをチェックします。

- 周辺の景観や山並みの稜線を妨げない位置か
- 周辺の街並みが形成するスカイラインから突出していないか
- 形態意匠は周辺の景観と調和しているか

景観計画では、和風建築を奨励し、屋根の形状は入母屋、切り妻、寄棟を基本としています。また、外壁や屋根の色には純色を使用しないこととしています。

ただし一般地区において、これらの基準は絶対的なものではなく努力目標。重点地区と比べるとある程度

■届け出の必要な行為

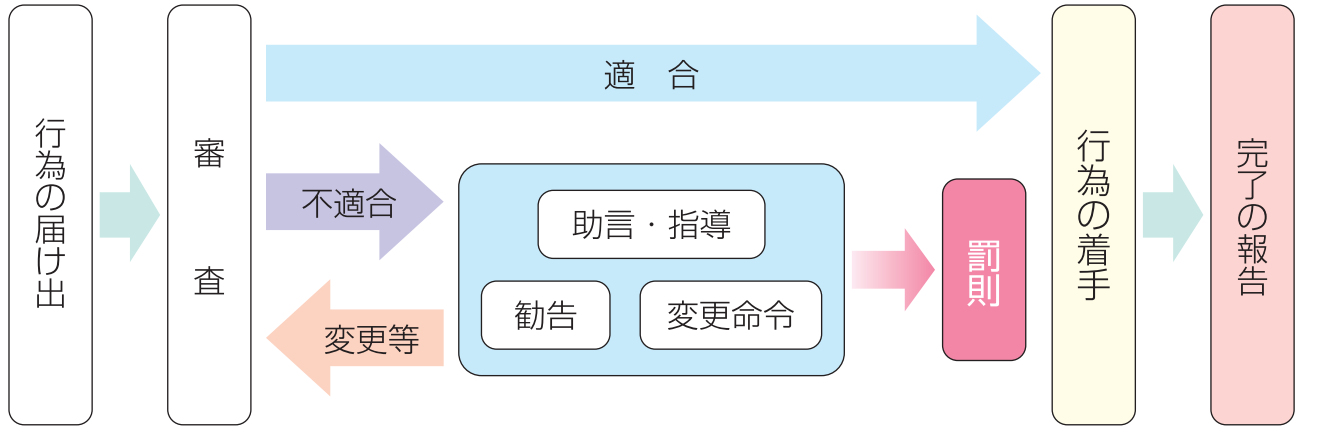
	行 為	基 準
①	建築物の新築、増築、改築、移転	高さ13mを超えるもの、または延べ床面積1,000平方m(工業・業務地区は3,000平方m)を超えるもの
②	工作物の新築、増築、改築、移転	高さ13mを超えるもの、または築造面積1,000平方mを超えるもの
③	建築物・工作物の外観の変更を伴う修繕・模様替え・色彩の変更	①または②に該当する規模で、行為に係る面積の合計が外観の面積の2割を超えるもの
④	土地の形質の変更	生じる法面または擁壁が高さ5mかつ長さ10mを超えるもの、または面積が3,000平方mを超えるもの
⑤	物件の体積	堆積期間が90日を超え、かつ高さ5mを超えるか面積が1,000平方mを超えるもの
⑥	木竹の伐採(扇状地田園地区のみ)	木竹の高さ10mを超えるもの、または伐採面積が300平方mを超えるもの

へ一般地区へ

	行 為	基 準
建築物	新築	全ての建築物
	増築、改築、移転	延べ床面積10平方mを超えるもの
	外観の変更を伴う修繕・模様替え、色彩の変更	外観の面積が10平方mを超えるもの
工作物	新築、増築、改築、移転、外観の変更を伴う修繕・模様替え・色彩の変更	高さ5mを超えるもの、または築造面積が10平方mを超えるものなど
開発行為		開発区域の面積が1,000平方mを超えるもの
土地の形質の変更		生じるのり面または擁壁が高さ1.5mまたは面積300平方mを超えるもの
物件の堆積		堆積期間が90日を超え、かつ高さ1.5mを超えるか面積が50平方mを超えるもの
木竹の伐採		木竹の高さ10mを超えるもの、または伐採面積が300平方mを超えるもの

へ重点地区へ

■届け出の手順



※1 形態意匠…外観のデザイン

※2 ケラバ…切り妻屋根の棟と直角に接する面の端部